3（個別条項）

各再生債権者についての確定した権利の内容は、別表１－１「再生債権弁済計画表（一般債権等〔過払債権を除く〕）」及び別表１－２「再生債権弁済計画表（過払債権）」の「確定再生債権額」欄記載の通りであり、各再生債権者について同別表１－１及び別表１－２の「第１回弁済」、「中間弁済」及び「最終弁済」欄記載の通り弁済を行い、各再生債権者についての同別表１－１及び別表１－２の「第１回免除」及び「最終免除」欄記載の通り免除を受ける。

第８（約定劣後再生債権に対する権利の変更）

１（約定劣後再生債権）

確定した約定劣後再生債権の再生債権者及び再生債権は次のとおりである。

確定約定劣後再生債権者数	１名
確定約定劣後再生債権総額	400,898,139円及び額未定

２（権利の変更の一般的基準）

約定劣後再生債権については、本再生計画認可の決定の確定の日の翌日において、全額免除を受ける。

３（個別条項）

再生債権者についての確定した「約定劣後再生債権」の権利の内容は、別表２「再生債権弁済計画表（約定劣後再生債権）」の「確定再生債権額」欄記載の通りであり、本再生計画認可の決定の確定の日の翌日において、同表の「免除額」欄記載の通り免除を受ける。

第９（罰金の弁済方法）

１（再生債権である罰金）

確定した再生債権である罰金の再生債権者及び再生債権は次のとおりである。

確定罰金再生債権者数	１名
確定罰金再生債権総額	700万円

２（権利の変更の一般的基準）

確定した再生債権である罰金については、罰金及び約定劣後再生債権を除く確定した再生債権全部について本再生計画に基づく弁済が完了した後、速やかに弁済する。

３（個別条項）

再生債権者についての確定した「再生債権である罰金」の権利の内容は、別表３「再生債権弁済計画表（罰金）」の「確定再生債権額」欄記載の通りであり、再生債権者について同表「弁済額」欄記載の通り弁済を行う。

第10（弁済に関するその他の事項）

１（端数の処理）

再生債権の権利の変更及び弁済において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。

２（外貨建債権の取扱い）

外貨建債権を有する債権者については、「再生手続開始決定日における電信仲値相場」に基づき円貨相当債権額（１円未満の端数は切り捨てる。）を算出して、他の円貨建債権があるときは、それと合算して円貨による総確定再生債権額を算出した上で、上記「第７第２項（権利の変更の一般的基準）」に従い、円貨のまま、権利の変更及び弁済を行う。

３（再生債権の取下げ等の場合の処理）

再生債権の弁済日までに再生債権の一部又は全部の放棄又は届出の取下げがあったときは、本再生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として適用する。

４（再生債権の譲渡等の場合の処理）

再生手続開始決定日の翌日（平成22年９月14日）以降に再生債権について債権譲渡等により移転があった場合には、本再生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧権利者双方の移転後の本件基準債権額に按分して弁済する。

第11（未確定再生債権及び別除権不足額未確定債権）

１（未確定の再生債権に関する定め）

⑴（罰金及び約定劣後再生債権を除く再生債権）

確定手続が終了していない罰金及び約定劣後再生債権を除く再生債権は、別表４「未確定再生債権一覧表」記載の通りである。確定手続が終了していない罰金及び約定劣後再生債権を除く再生債権については、当該再生債権の権利が確定したときに、上記「第７第２項（権利の変更の一般的基準）」に従い権利の変更及び弁済を受ける。但し、当該再生債権の権利が確定したときに、既に本再生計画に基づく弁済期が到来している部分については、当該再生債権の権利が確定した日から３ヶ月以内に弁済する。この場合、弁済金に対する利息及び遅延損害金は付さない。

⑵（約定劣後再生債権）

確定手続が終了していない約定劣後再生債権については、当該再生債権の権利が確定したときに、上記「第８第２項（権利の変更の一般的基準）」に従い権利の変更を受ける。

２（別除権者の権利に関する定め）

別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権については、別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定したときに、上記「第７第２項（権利の変更の一般的基準）」に従い権利の変更及び弁済を受ける。但し、当該再生債権の別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定したときに、既に本再生計画に基づく弁済期が到来している部分については、当該再生債権の別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した日から３ヶ月以内に弁済する。この場合、弁済金に対する利息及び遅延損害金は付さない。

第12（共益債権の弁済方法）

再生債務者が認識している平成23年５月末日現在の未払共益債権は、総額約4,190百万円である。

未払共益債権及び平成23年６月１日以降再生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金、資産売却代金その他をもって随時支払う。

第13（一般優先債権の弁済方法）

再生債務者が認識している平成23年５月末日現在の未払一般優先債権は、総額約4,074百万円である。

未払一般優先債権及び平成23年６月１日以降再生手続終結までの間に生ずる又は再生債務者が認識する一般優先債権は、保有する現預金、資産売却代金その他をもって随時支払う。

第14（株式等に関する定め）

１（株式の取得）

再生債務者は以下の通り株式を無償取得する。

①　再生債務者が無償取得する株式の数
本再生計画認可の決定の確定の日の１ヶ月後の日の前日の発行済株式全部

②　再生債務者が株式を取得する日
本再生計画認可の決定の確定の日の１ヶ月後の日

２（募集株式の発行）

⑴　募集株式の内容
株式の種類　　普通株式
募集株式の数　　32万1666株
（但し、「普通株式の発行可能株式総数から普通株式の発行済株式総数を控除した株数」（以下「本件発行可能株式数」という。）が32万1666株より少ない場合は、本件発行可能株式数を募集株式の数とする）

⑵　募集株式の払込金額
前記⑴の募集株式の数の全部において金１万円

⑶　募集株式の割当の方法
募集株式のすべてを、預金保険機構又は預金保険機構が指定する者に割り当てることとする。

⑷　増加する資本金の額
資本金　　金１万円

⑸　募集株式と引換にする金銭の払込期間
本再生計画認可の決定の確定の日から本再生計画認可の決定の確定の日の１ヶ月後の日まで（但し、期間の末日が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日まで）

３（裁判所による許可）

上記１及び２の定めに関し、平成23年７月27日付にて、民事再生法166条１項及び同法166条の２第２項の規定による裁判所の許可を得ている。

第15（再生債務者の解散・清算）

再生債務者は、本再生計画認可の決定が確定した場合、最終的には、解散の上、清算手続を行う。

第16（経営責任、損害賠償請求等訴訟の提起）

金融整理管財人は、預金保険法83条に基づき、旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を進めており、現在も調査を継続している。